

議 案 第 55 号

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

先進医療である実物大臓器立体モデルによる手術支援を実施することに伴い、当該実施に係る料金を新たに設定するため。

松戸市病院事業使用料手数料条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|-----------------|----------------------|
| 自動車による交通事故の診療料金 | 診療報酬点数表により算出した額の10割増 |
|-----------------|----------------------|

」を

「

| | |
|------------------------|----------------------|
| 自動車による交通事故の診療料金 | 診療報酬点数表により算出した額の10割増 |
| 実物大臓器立体モデルによる手術支援に係る費用 | 80,000円～510,000円 |

」に

改める。

別表備考第1項中「及び自動車による交通事故の診療料金」を「、自動車による交通事故の診療料金及び実物大臓器立体モデルによる手術支援に係る費用」に改める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。